監査　大崎町監査委員からのお知らせ

問 大崎町監査委員室
☎476-1111（333）

◆平成 26 年度補助団体監査結果公表について

地方自治法第199条第７項の規定に基づき補助団体監査を実施したので、同条第９項の規定により、監査の結果を公表する。

1．監査の概要

（1）　監査の対象

【名　称】

①　おおさき国際交流事業実行委員会　　②　持留地域づくり協議会　他４団体

③　はばたけ大隅実行委員会

【範　囲】

平成25年４月１日から平成26年３月31日までに事業のうち、事業運営補助金等に係る出納その他の事務の執行について

【補助金等の名称および補助金等の額】

①　おおさき国際交流事業補助金　　10,886千円

②　地域づくり活動支援事業補助金　　1,070千円

③　はばたけ大隅実行委員会補助金　　700千円

（2）　監査実施年月日

平成26年６月23日（月）

（3）　監査の方法

監査の実施に当たっては、補助金等交付申請書、決算書、事業報告書および預金通帳等の関係書類の提示を求め、関係職員から説明を聴取し、当該補助金等が交付目的に従って正しく使用されているかなど、財政的援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

2．監査の結果

①　平成 25 年度の補助金等の執行状況について監査の結果、補助金等の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則等に基づいて適正に処理されており、町からの補助金等は確実に収納されていた。

また、補助金等の使途についても、目的に沿って執行されていることを確認した。

②　会計経理に関する事務処理並びに帳簿および証拠書類の整理は、適正に処理されていることが認められた。

平成 26 年６月 27 日

大崎町監査委員　　四　本　庸　一

阿　野　二　郎